



大 野 市

1 指針策定の目的

団体と市とが協働のまちづくりを進めるに当たって、お互いの目的を共有化し相互の関係や役割を理解して取り組むためのガイドラインとして策定しました。

市の職員はもとより、市民や団体にとっても分かりやすく事業を進めていくための行動指針になります。

【第五次大野市総合計画における位置付け】

基本目標：優しく賢くたくましい大野人が育つまち
基本施策：共に力を合わせるふるさとづくり
施策：市民協働の推進

2 指針の位置づけと対象、領域

団体と市が「お互いに知恵を出し合い」、「公共の課題を発見・共有し」、「解決していく」ためのガイドラインとして位置付け、第五次大野市総合計画に掲げる基本目標の実現に向けて市民協働の取り組みを行います。

対象は、市内のいろいろな団体を対象としますが、お互いが実施する事業内容を最重要視して、協働するか、しないかを決めます。

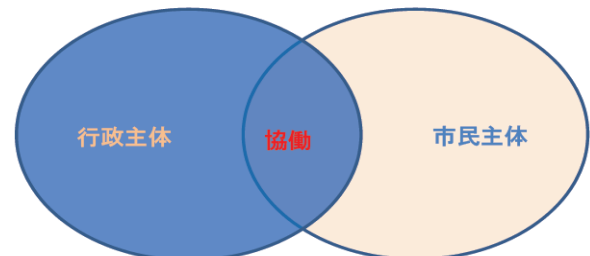
また、対象となる事業の領域は、行政と市民（団体）それぞれが実施すべき、またはしたい事業で、お互いが役割分担して取り組むことができる部分を、協働の領域とします。

基本構想実現に向けた行政運営
基本施策：市民総参加・協働型の市政の推進
施策：市民力・地域力の向上

協働する対象団体の例



協働事業の領域



3 協働の効果

◆ 市民が得られる効果

- ニーズに合ったきめ細かで柔軟なサービスが受けられる。
- 団体の活動が活発化することで、新たな市民参加の機会が生まれる。

◆ 団体が得られる効果

- 市が持つ情報や調査力を活用することができ、自ら掲げる目的をより効率的、効果的に実現することが可能となる。
- 団体に対する市民や市の理解、評価、知名度が高まり、活動領域を広げるきっかけとなる。

◆ 市が得られる効果

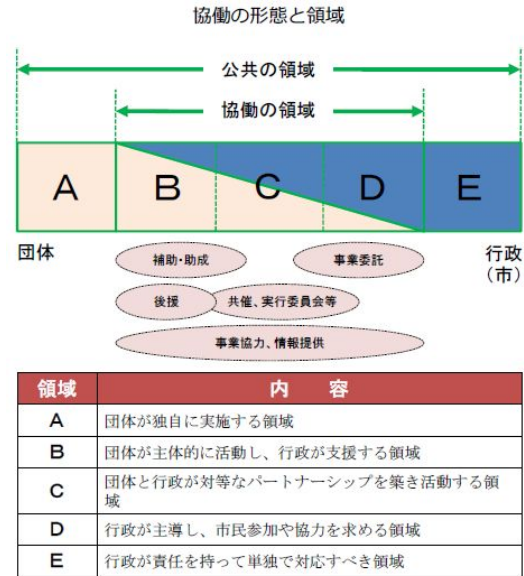
- 団体の特性を生かした協働事業を実施することで、より市民ニーズに合った公共サービスの提供が可能になる。
- 現行の事業の見直しが図られ、行政サービスの効率化が進展する。

4 これまでの取り組みの整理と課題

大野市では、これまでも「委託」「共催」「実行委員会」「補助・助成・後援」「事業協力」などの形態をとりながら、各種団体と連携を図っています。

しかしながら、これまでの形態について、協働の効果や特性が発揮されるような形態への見直し、または事業提案などの新たな形態の採用が必要です。

また、協働事業の実施に向けて、各実施主体がそれぞれが持つ課題を解決した上で、お互いが主体的な立場で知恵を出し合い、公共的な課題の解決に向けて取り組むことが必要です。



◆ 市の課題

- 協働に対する職員意識の醸成
- これまでの行政手法からの転換

◆ 共通の課題

- 情報の発信、共有を図る体制の構築
- 協働の成果を検証する体制の整備

◆ 団体の課題

- 人材面や資金面などの改善、運営力の強化
- 団体の活動内容などの情報発信能力の強化

5 大野市における協働の基本方針

市民協働の推進に当たり、団体と市は互いに理解を深め尊重し、まちづくりに対する意識の共有に努め、力を合わせ、よりよいまちづくりの実現に向けて取り組むこととします。

そのためには、団体と市が同じテーブルに着き、まちづくりについて気軽に話し合える場を設定し、まちづくりに関する課題を「なぜ、何のために、誰のために」という視点から整理し、共有する環境づくりに努めます。

公共的な課題に関しては、団体への積極的な情報開示を進め、情報の共有化を徹底するとともに、課題の解決に向けて、それぞれの役割分担を明確にしていきます。

6 市の役割と取り組み

◆ 市の役割

市は、市職員と団体が互いの立場や特性を認め合い、協働して課題解決に取り組む意識づくりに努めます。

また、公共的な課題に団体が取り組む際に、窓口となり、協働をコーディネートす

る職員を各部署に配置し、団体の声を聞き、協働事業を活発化していく体制の整備を進めます。

◆ 市の取組み

- ・ 協働推進体制の整備や協働担当職員の配置
- ・ 団体と市との情報の公開と共有の仕組みづくり
- ・ 提案型協働事業の実施と自主的な事業への支援
- ・ 市民や団体、職員の協働に関する学習機会の提供と充実

7 団体の役割と取組み

◆ 団体の役割

団体は、「公共的な課題は市役所任せ」といった意識を捨て、自らがまちづくりに何ができるかを考え、みんなで解決する意識づくりに努めます。

さらに、目的意識、専門性、企画力、経営力を持った自立した組織運営を進め、公共的な活動を市とともに実践していけるよう自らの能力の向上に努めます。

◆ 団体の取組み

- ・ 協働意識の高揚
- ・ 協働事業の活用
- ・ 団体間、及び団体と行政との連絡調整機能の確立

推進体制図（案）

